

因テ該社ノ事ヲ了スル旨ヲ聞知シテ該社ノ事務ヲ了スル旨ヲ本人ノ弟ニ懸掛  
返書シテ該社ノ事務ヲ了スル旨ヲ聞知シテ該社ノ事務ヲ了スル旨ヲ本人ノ弟ニ懸掛

書 送 書

(18)

- 六、其財源額費用として金一棧(二百圓)を支給す
- 五、家財額額費用として金一棧(二百圓)を支給す
- 四、車庫半棟の費用を其財源額費用として支給す
- 三、其財源額費用として金一棧(二百圓)を支給す
- 二、該社年十一の財源額費用として金一棧(二百圓)を支給す
- 一、書庫書庫回(毎日通信)の費用として金一棧(二百圓)を支給す

法人協同會福岡出張所

法人協同會福岡出張所

保證人に於て各條項に違ひ履行し御社に損害相掛け間敷後日の爲  
め本人及び連帶保證人共記名調印差入候也

左 記

第一條 御社の諸規定を遵守し命令に服従社中に黨を爲し怠業罷  
業をなさゝること

本條の規定を犯したるものは任意退職者として處断せらるゝ事  
に同意す

第二條 社金の取扱に留意し紛失の時は辨償す器具機械の取扱も  
金錢に準ず

第三條 業務上其他の事故(負傷其他)に關しては貴社に治療を  
受くる外は如何なる名目にて本人又は代理人より慰藉料等の  
請求を爲さざる事

第四條 自己の都合に依り退社せんとするものは參ヶ月前に會社